

# 武豊町6月定例議会

## 梶田稔議員の一般質問・答弁

注：録音テープから起こしたものです。（文責：梶田 稔）

**梶田稔議員質問：**私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第一の質問は、安全な学校・保育園給食の安全性確保を求める問題についてであります。

福島原発事故による放射能汚染が広範囲に拡散され、被災地だけでなく、静岡県や茨城県産の干しシイタケなどから放射性物質が検出されています。

また、大気中に大量に放出された放射性物質は既に地球を1周し、アメリカ西太平洋で水揚げされたマグロから、高濃度の放射性物質が検出されて、福島原発事故によって汚染された可能性が指摘されています。

過日の衆議院予算委員会で、わが党の宮本議員が学校給食食材の放射能検査体制について質問に立ちました。

「福島第一原発から放出されたセシウム137の量は広島型原爆168個分にも相当すると報告されています。放射能の被害から子どもの健康を守ることは、すべての親の願いであり、日本社会の未来にかかわる大問題です」と前置きして、「自治体任せにせず、放射性物質に汚染されたものが決して子どもたちの口に入ることがないように、東日本1都17県にとどまらず全国で事前検査を行うこと、国の責任で、民間の能力も活用し、最新鋭の検査機器を最大限に確保して、総ての学校給食の検査体制をとること」を強く求めました。

4月1日から、肉・魚・野菜などの暫定規制値500Bq/kgから5分の1の100Bq/kg、飲料水の暫定規制値200Bq/kgが20分の1の10Bq/kgへなど、食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準が適用されるとはいうものの、今後、食物連鎖による魚介類の汚染の増加も懸念され、食の安全に対する不安が広がっています。

とりわけ、放射能の影響を受けやすいと言われる乳幼児・児童生徒の安全・安心を確保するために、放射能測定機器を導入して給食用食材の放射線量を測定し、公表することを求めるものであります。

「100ミリシーベルト未満の被曝は問題ない」と、政府や一部の学者が繰り返し主張してきたことに対して、被曝医師として知られる肥田舜太郎氏は、「国際放射線防護委員会（ICRP）の見解だが「科学の名を借りた壮大なウソだ」と断言しています。そして、アメリカ・ピッツバーグ大学名誉教授・スターングラス博士の著書を引用して、外部被曝とは別に「食べ物や水を通じて体内に放射性物質が入ると、低線量の被曝でも健康被害が出る」という内部被曝の危険について指摘し、「低線量内部被曝による健康被害は数年後に出てくる。治療方法はまだ見つかっていない。」と警鐘を鳴らしています。

先月、愛知民報社が県内の実施状況を調査して報道したところによれば、県内54自治体のうち8市町で実施され、8自治体が準備中とのことであります。

知多地方では、既に、半田市が放射線量測定器を導入して、毎日の給食用食材の放射線量を測定し、その結果を給食が始まる前までに各学校へ通知して、安全な給食であることを児童生徒みんなが確認の上、摂っている体制を執っています。

東海市では、急遽、予算措置を講じて、二つの給食センターに各1台と保育園に1台、計3台の放射線量測定器を発注し、7月にも測定開始と測定結果の公表を実施するとのことであります。

そこでお尋ねしますが、まずはじめに、学校給食センター、保育園における給食用食材の納入状況を明らかにされたい。

次に、国の補助制度も活用し、放射線量測定器を導入して、食材の放射線量測定とその結果を公表し、保護者等の安全・安心を求める声に応えられたい。

以上で、第一の質問を終わりますが、答弁の内容によっては再質問致します。

## 町当局の答弁・再質問

**小坂延夫厚生部長答弁：**まず、小項目1番目の学校給食センター・保育所における給食用食材納入状況であります。保育園につきましては地産地消を基本に食材に調達をしております。

産地につきましては、まず武豊産、次に知多半島産、愛知県産、国産、最後に海外の順であります。

このことは、八百屋さんや魚屋さんなどに、機会あるごとにお話をし、保育園の園務員にも納入時に確認の徹底を図るよう管理栄養士から指導をいたしております。

そして、食材の産地表示が国産とだけ表示のものにつきましては、何県産かの確認もいたしております。

また、ご承知かと思えますけれども、町のホームページで保育園の給食だよりをご覧いただけるようになっておりまして、その内容であります。献立表と一例といたしましてその前の月の初日に給食で使用した食材の産地表示をしたものをホームページで公表をいたしております。

なお、食材産地につきましては、毎日の給食についての調査をいたしております。

以上であります。

**菅田豊宏教育部長答弁：**次に、学校給食センターでございます。

食材の購入であります。まず、毎日食事しているご飯、パン、牛乳の類でございますが、ご飯につきましては、愛知県学校給食会の方に委託をしておるところでございます。武豊町産の米を使っております。

同給食会は、玄米を年に1回、新米を放射能の測定検査を行っているやに聞いておりますが、最近では、その結果、検出はされなかったという結果をいただいております。

次に、パンと麺類であります。この材料である小麦につきましては、アメリカ・カナダ

産が80%、愛知県産が20%使用されておりますが、こちらの同給食会で毎月検査をしておるやに聞いておりますが、結果、検出はされていなかった肉類につきましては、産地と単価と品質をみて決定をしておるところでございますが、主に九州産の豚、鶏肉を使っておりますが、こちらも国の機関が流通時に検査を実施しておりますが、検出されたということは伺っておりません。

野菜につきましては、農協と青果組合から購入していますが、農協につきましては、地元のものを入れていただき、青果組合からの野菜は安全な産地のものを入れるように指導しております、その物を購入しておるところでございます。

魚につきましては、外国産は物資の明細書を出させております。国内産も同じく出させておるところでございますが、特に北海道で獲れたサンマとかイカにつきましては、放射能検査をした報告書も出させておりました、いまのところ放射性物質が検出されていない、そういうものを購入しているところでございます。

以上です

**梶田稔議員質問：**いま、保育園と学校の給食の食材について、いずれも不検出だという報告であります。

ただ、その不検出という内容ですけれども、それはどういう測定を行って不検出という結果を得ているのか、説明いただけますか。(しばらく説明なし。)

調べてお答えいただきたいんですが、全国でいま問題になっている、話題になっているというのは、なかなか精度の良い測定器が不足していて手に入らないという状況のもとで、簡易測定器が広く普及していて測定しているところがあるようなんです。

簡易測定器ですと、最低検出精度が100Bqであったり20Bqであったりということで、不検出と言ってもその測定器で検出されなかったということであって、実態はよくわからないという部分が残されているものですから、質問したわけです。

その辺のお答えをいただきたいと思います。

**菅田豊宏教育部長答弁：**放射能の検出に当たりましては、大きく三つの検出器があります。

梶田議員が仰られたように、簡易なガンマー線の測定器もあれば、スペクトロメーターというものもあり、それぞれ精度が違っておますし、価格もそれぞれ違ってきております。ただ、どこの産であるか、ちょっと一回確認とります。

**伊藤文博学校給食センター長答弁：**愛知県学校給食会が検出を依頼しておりますのは、ゲルマニウム半導体検出器を使用してやっております。

牛乳につきましても、同じくこの機械での検査を実施しております。

あと魚だとか野菜でございますが、どの検査器での結果かというのは載っていない証明が付いております。検出されずというものであります。

以上です。

**梶田稔議員質問：**いま、幼い子どもたち、小中学生も含めてですけれども、保育園児も含めて子どもを持つお母さんたちが本当に心配していることは、不検出ということに対しても信用できないという気持ちが強いんですね。

どういう測定をして、どういう結果だったのかということまで示さないと、単に結果、言葉として不検出だということだけでは、信用できないという状況にあります。

これは、お母さんたちが過剰反応だ過敏反応だといって切り捨てることのできない現実があるわけで、抑も福島原発事故後に発表したSPEEDIという数値が発表されましたけれども、それが何千だの何百だの何十だのといって発表する度ごとに数値が変更されてくるというところから出発して、政府や保安院の発表そのものに対する不信感が、当初から強く印象づけられた結果ではないかというふうに思います。

これはもう偏に、お母さんたちがどうのこうのというよりも、政府・当局者がそういう不信感を根付かせてしまった結果であって、決してお母さんたちが非難されるべきものではないということだけは指摘しておきたいと思います。

それでいま教育部長は、学校給食会が測定をしているという答弁がありました。牛乳や肉や野菜ということも答弁がありました。

自分自身の手で、それを再確認する意味も含めて測定をし、子どもたちや保護者に公表する措置をとることを求めているわけですが、そのことについてのお考えをもう一度聞かせてください。

**菅田豊宏教育部長答弁：**ちょっとその前に、梶田議員の二番目の質問に対する答弁がなくて、それを先にまず説明した上での対応でよろしいでしょうか。

**小坂延夫厚生部長答弁：**順番ですので、厚生部長の方から答弁させていただきます。

小項目2の国の助成制度を活用し、放射線量測定器を購入して、その結果を公表されたいという件でございますが、ご質問の関係の保育園に関しましての補助金の関係であります。

放射線量測定器の購入に関しまして、愛知県に確認をいたしました。保育園関係での予算措置は、現在のところ愛知県では考えていないということでもあります。

また、補助金の有無にかかわらず、現時点で機器の導入は考えておりませんが、今後の研究の余地はなしとはしないと思っております。

なお、給食の安全性につきましては、地産地消を基本とし、管理栄養士を中心に安全な食材の調達に向け、先ほども申し上げましたように、産地等の確認を含め、細心の注意を払いつつ、意を配しているところであります。

以上であります。

**菅田豊宏教育部長答弁：**学校給食センターの件につきましても、先ほど梶田稔議員が仰ってみえるように、知多地区では半田市、それから東海市が間もなく導入に踏み切るということを聞いておりますが、他の市町の動向をちょっと聞いてみたんですが、まだ、それ以外は導入した経過はないように聞いておます。

当町につきましては、先ほど資材ごとに説明申し上げましたように、安全に配慮した食材を購入しておる、そんな積もりではおります。

しかし、放射能の検出につきましては、試しであります、国の方から愛知県に委託をした事業がございまして、その事業が応射線量のモニタリングというのが実はありまして、ただこちらの方につきましては、週5日間の食材をサンプルにして翌週の水曜日に取りに来て発表するというものでありまして、実際、多分手を挙げたところが採用されるということではなくて、かなり門戸が狭いようなことも聞いておりますが、一応、探りとしてそういう調査もしていただくようお願いをしておるところでございます。

以上のことでありますように、児童・生徒の安全確保の観点では、検査についての調査研究はすべきかなというふうに考えております。

以上です。

**梶田稔議員質問：**いま教育部長が言われた、国の事業のモニタリング事業については、参加を申し入れたけれども、まだ採用の結果は来ていないということですか。現時点で、ということですか。（教育部長が頷く。）

それはそれで意味がないわけではありませぬので、ぜひ積極的に手を挙げて採用されるように働きかけていって頂きたいというふうに思います。

お母さんたちの心配は、そういう半ば公の機関といいますか、確か以前の武豊町の教育長も出向していた学校給食会が発表する数値に対しても、これはお母さんたちの不信感というのは、非常に根強いものがありますね。

ですから、実際に調達・調理している現場でそれをきちっとやって欲しいと。そして、子どもたちが、半田市でやっているように、口にする前に結果を公表して、今日の給食は安全ですと、安心して食べてくださいと、いう体制をとってほしいということでもあります。

半田市の測定は、給食センターのセンター長自らが毎日担当しているそうで、忙しく立ち回っているのではないかとこの姿が想像されるんですけども、測定器の導入と同時に人の体制もきちっと整えて、私は保護者や子どもたちの期待に応えてもらいたいと改めて求めるわけですが、教育部長は今後の研究課題にしたいということでもありますので研究していただきたいんですが、いつまでも、1年も2年も3年もかかっている研究では困る、現実には不安な毎日を送っているわけですから、一日も早く一刻も早くというふうにお願ひしたいんですが、その点の決意とか段取りはどうお考えですか。

**菅田豊宏教育部長答弁：**調査研究を行うことということでして、いま言った3年後か5年後か来年かという、何もかもまだ白紙の状態であるんです。

ただいまそういう状態で、安全性の確保という観点から、まあ一回調査研究しようという段階でございますので、それはご理解いただきたいと思ひます。

**梶田稔議員質問：**先ほど、県の方の意向が報告されましたけれども、国の予算措置としては平成23年度の第3次補正予算で、確か1億円でしたか、補正が組まれて、そして国会で

の議論の経過の中で、それが23年度限りだった措置が引き続いて24年度も手を挙げる自治体があればそれに応える措置を執るという確認がされておりますし、私ども日本共産党の地方議員団が県当局へ申し入れたところでは、そういう国の意向を受けて、手を挙げる自治体があれば対応するという回答を得ております。

しかも、補正予算だけではなくて消費者庁が面倒見ている、所管している交付金の中にもそれを活用する措置があるということまで、県当局は財政的な裏付けとして紹介をさせていただいておりますので、ぜひ、そういう諸制度を活用して、1日も早く導入できるように、これはもう手を挙げるというところから検討が始まるわけですから、ぜひ、前向きに検討していただきたいきたいと思います。

それから、厚生部長も保育園の関係は、実際に県はそのつもりがないという答、先ほどの答だったようではすけれども、答弁があればお答えください。

**小坂延夫厚生部長答弁：**若干の補足をさせていただきます。

まず、機器を導入する前に、皆さんに共通理解をしていただくために、保育園の給食の納入体制についてちょっとご紹介しないと次の議論に行かないと思いますが、まず食材で野菜とかは、保育園というのは非常に小さくて、各地元の八百屋さんとかから当日納入なんですね。

いま検査されている自治体さんへもいくつか聞いたんですけれども、前日納入のところですので検査が出来る。

当日納入ですと、当然、検査するのに簡易検査でも何十分とかかるわけです。そのところをまずご理解いただきたいということと、前日納入といいますと、保冷庫とかそのスペースとか、保育園は自園給食ですので、その辺の問題もあるということをご理解いただきたいということと、それから県の購入の補助制度関係、もう少し詳しく申し上げますと、これは子どもの安全・安心の基金なんですけど、愛知県といたしましては、いまのところ考えていないという返事で、これにつきましては静岡以東については何か制度上運用がしているということで、愛知県については現段階では考えがないという返事をいただいておりますので、将来はちょっと分かりませんが、現在はそういうことでありますのでご理解を賜りたいというふうに思います。

**梶田稔議員質問：**先ほど、測定器の話、質疑があつて、学校給食会はゲルマニウム半導体をベースにした精密な測定をしていると、それには相当な予算が要ることは間違いありません。

私も、データとして承知しているつもりでありますけれども、そこまで市町村がゲルマニウム半導体の精密な測定器を導入せよというつもりは、私自身にはありません。1000万とか1500万円とかいう予算が1台当たり伴うわけですからそのつもりはありませんけれども、東海市が導入しているベクレルモニターLB200とか210とかいう比較的新しい測定器を導入しているわけですが、これですと140～150万円ですね、1台当たり。

半田市を、別に批判的に言うつもりはありません、一生懸命やってるわけですから批判的

に言うつもりはありませんけれども、簡易測定器で大体14～15万円程度の簡易測定器を使って、センター長さんが一生懸命やってみえるようです。

ただし、半田市の場合ですと、最低の検出限度が100Bqということですから、これでは余りにも測定機能が低すぎるわけで、せめて東海市並の測定器ですと20Bqまで測定が可能、標準的な測定器ということになっているようで、せめて東海市並の線量測定器を導入してもらいたいということも含めて、ぜひ検討していただききたいと思います。

先ほど来、私が検査はしているけれども、不検出ということに信用できないと、お母さんたちが信用していないという声も紹介しましたが、これは測定の方法によっても、標準的には10分かきなさいとか30分かきなさいとかいう仕様書にはそうなっているわけですが、そういう測定器と測定方法というものまできちっと確認をしないと、結果がNDだといってもにわかには信用できないというのはそういうところにあるわけですね。

私たちも、簡易測定器で空気中線量を測定したことがありますけれども、測定器の向きを北に向けたのと東に向けたのと南に向けたのと、測定器を向けた方向によって結果が違うということもありますので、そういう検査結果のNDだけをにわかには信用しないで、自分の手で確認してもらいたいということを、改めてお願いしたいと思いますが、もう一度、お考えを聞かせてください。

**菅田豊宏教育部長答弁：**失礼な言い方ですが、梶田議員が仰ってみえる、すぐ来月からやるぞというようなことを示唆したような言い方をされてみえるんですが、先ほど厚生部長も申し上げましてように、食材の納入状況だとか何もかも精査いたしました上で、導入するのかどうかという判断をしたいと思っておりますので、それが遅いか、3年後じゃいかんとかご意見をいただいておりますが、いずれにしてもそういう機会をいただきたいということでございます。

**梶田稔議員質問：**冒頭の質問の文書の中にも、肥田舜太郎先生の言葉を紹介しましたが、内部被曝の危険性というのは、これはどれだけ強調しても強調しすぎることはない危険性のことであって、セシウム137の半減期は30年と、ただ体内被曝の半減期はもっと短いようでありまして、自然界における半減期は30年と言われております。

ですから、今すぐとかここ1年でとかいう単位の心配事ではなくて、これから20年30年、プルトニウムなどは何万年と言われていているわけですから、日本の将来にわたってという指摘は、オーバーな表現ではなくて、深刻に受け止めてもらいたいということを重ねて指摘しておきたいというふうに思います。

精査の上、検討したいということですから、ぜひ、精査して願わくば前向きに検討してもらいたいということだけ、最後に触れておきたいと思います。

第二の質問に入ります。

第二の質問は、東日本大震災の震災瓦礫処理受け入れは、安全と関係住民の理解と納得を前提に進めることを求める問題についてであります。

東日本大震災により発生した廃棄物処分については、大村愛知県知事が100万トンの受

け入れを表明し、知多市地先の名古屋港南5区廃棄物処分場をはじめ、中部電力碧南火力発電所石炭灰処分場、トヨタ田原工場処分場の3箇所での震災廃棄物処理を実施する候補地として具体的に提案しています。

震災瓦礫の早期処分は、東日本大震災からの復興・復旧のためには1日も早く実施しなければなりません。しかし、放射能に汚染された廃棄物を受け入れることには住民をはじめ多くの不安があります。

町長は、さる3月26日、次のように見解を表明しています。

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について」のアンケート調査に、常武クリーンセンターでの受け入れ能力は年間1000トンと報告する一方、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により災害廃棄物が放射性物質に汚染されたおそれが懸念されてきたと指摘し、昨年10月、国から再度災害廃棄物の受け入れについての調査には、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物については処理基準が明確でないこと、武豊町には焼却灰等の処理場がないこと、現段階では住民のみなさんの安全確保や町民の理解が得られるものではないことなどから、受け入れについては困難」として回答しております。

また、知多5町の町長で構成する町村会では、県への「要望書」が取りまとめられましたが、その中で、「平成24年4月5日に、知事より県内3候補地での震災ガレキの受け入れが表明されました。これに伴い、住民から多くの不安の声が届いています。住民の安全・安心を確保することが、最も大切であるという立場から下記事項について要望致します」として、6項目を提起しています。

1 現在発表されている愛知県の計画につき、なるべく早い時期に計画の詳細を発信して頂くとともに、住民が安心できる、安全な受け入れ基準を明確にして頂きたい。

2 愛知県では、新たな処理施設の建設による処理計画が発表されています。この中で、処理に至る行程を明確に示して欲しい。

3 県内焼却施設からの焼却灰の多くが、衣浦港3号地廃棄物最終処分場へ搬入され、埋め立てられています。現在、最終処分場は海面埋め立ての状態にあり、水に溶けやすい放射性セシウムが含まれる焼却灰の受け入れは出来ないという従来からの姿勢を堅持されたい。このため3号地最終処分場への放射性物質の搬入は認められない。

4 漁業を初め、地元産業に与える風評被害の恐れがあり、様々な事態への補償等を明確にして頂きたい。

5 衣浦港港湾計画における、3号地廃棄物最終処分場は埋め立て完了後、工業用地としての利用を確約してください。

6 現在の衣浦港3号地廃棄物最終処分場の受け入れ基準に合致しない廃棄物は受け入れられない旨、確認されたい。

以上の6項目であり、全く同感であります。

県主導で震災瓦礫の受け入れが実施された場合、名古屋港南5区での受け入れが最有力視されています。その場合、南5区に既に埋められた産業廃棄物等を掘り起こすことが必要となり、掘り起こした廃棄物の処分先として、衣浦港3号地産業廃棄物最終処分場が候補地として考えられているようであります。



大村知事のガレキ広域処理に対する対応は、関係自治体・住民への説明、理解や納得を得る努力もなく、上意下達の一方的なもので、関係自治体や住民からの反発を招いているのが現状であります。

震災ガレキの広域処理の必要性について容認することに吝かではありませんが、放射能汚染に対する住民の不安が深刻な中での強引な受け入れ強行の姿勢は、安全確保の万全な対策なしには到底容認できるものではありません。

今朝の新聞報道によれば、愛知県は、放射能汚染に対する住民の不安を逆なでするかのようになり、より放射性物質が付着しやすいと言われる不燃物について、可燃物より緩やかな基準で受け入れを検討しているようであります。

政府が広域処理を要請している震災ガレキは401万トンと言われていますが、その内訳は木くず120万トンのうち62万トン、可燃物135万トンのうち43万トン、不燃物146万トンのうち129万トンが未処理となっており、木くず及び可燃物の処理の目処はついたとしており、残るのは不燃物の129万トンが受け入れ先がないと言われております。

「西日本に運ぶのは間違いだ」と主張するのは、神戸大学大学院教授の山内知也さん。

山内教授は、「西日本では大阪府が受け入れを検討しているが、わざわざ放射性物質を運んでくるのは間違いです。日本の将来を考えたとき、被曝する人を一人でも減らし、汚染されていない土地を残すのは重要だと考えます。(中略)

そもそも、がれき処理が遅れているのは、広域処理が進まないことが原因ではない。広域処理の予定量は全体の約2割にあたる401万トンに過ぎません。最大の原因は、被災地でのがれき処理の体制整備に時間がかかっていることでしょう。」と指摘した上で、「解決のためには、被災地での高性能なフィルターが付いた大型焼却炉の建設を増やすべきです。大きなお金が落ち、雇用も期待できます。発電装置を備えた焼却施設をつくれば、森林の間伐材を使った木質バイオマス発電として活用できます。安全対策を徹底し、復興につながるかたちで処理を進めるべきです。」と提言しています。

真に的を射た提言であり、全く同感であります。

候補地の一つ、中部電力(株)碧南火力発電所近くの町内会で、住民投票が行われ、9割近くの反対票がありましたが、一昨日、町内会役員が祢宜田政信碧南市長に「がれきの焼却場や最終処分場建設に反対する陳情書」を提出しました。祢宜田市長は「県内3か所に絞って受け入れるなら反対だということだと理解している」と述べ、「全国や愛知県全域に広げるべきだ」という考えを示した」と報じられています。

もう一か所の候補地、田原市のトヨタ自動車田原工場でのがれき処理に対しては、田原市と豊橋市の3つの市民団体が、東三河8市町村でつくる東三河広域協議会長の豊橋市長宛に、がれき受け入れを県に拒否するよう求める要望書を提出し、「福島原発事故と同様、がれき『安全神話』も信用できない」と訴えています。

4月24日、春日井市内で開催された県市長会では、受け入れ先の候補に挙げられている知多市、碧南市、田原市の市長などから、「県のやり方は強引。住民の理解を得るのはむずかしい。」など、県への苦言が相次いだと報じられています。

以上、これまでの町長の見解を含め、県内の状況・動向などを縷々紹介してきましたが、

住民の安全・安心を確固として守る立場を堅持するよう求めるものですが、当初からの見解・決意のほどを、まず、改めて伺いたいと思います。

**靄山芳輝町長答弁：**ご質問は、1番から4番までであるのかと思っております、突然、質問されましたのでちょっとびっくりしているんですが、基本的に安全・安心というまちづくりが大事だということで、私、従来から申し上げておまして、全くぶれるものでもありませんし、それからアンケート等々でも常武で受け入れるような回答は、全くいたしておりません。

やはり、まだまだ科学的な基準といえますか、そうしたものが私自身も本当にどれが正解なのか、昨日もネットでいろいろ見ておったのですが、いろんなデータがあるものですから、何が正解なんだろうということで、私も厚労省の食品安全委員会ですか、そこら辺のものを探っていたというような状況でありまして、この基準以下なら一つの基準だろうなあというように思っております。

しかし、ガレキということになりますと、他市町への影響ですね、それらも出てくるわけでありまして、東海市さんの方がだいぶ張り切っておったんですが、ちょっと検討中というようなこともありますし、全体的に足並みがそろっておるという状況ではないですし、総じてちょっと難しいですよと、愛知県内。市長会もそうですし、町村長会議もそうですし、そんな空気が流れております。

やはり、町民の安全・安心を守るのが私どもの義務でありますので、そうした視点をぶれることなく持ち続けていきたいというふうに思っております。

以上であります。

**梶田稔議員質問：**まず最初に町長の決意をお聞きしたかったものですから、すこし長くなりましたけれども、県内の状況を紹介して決意を求めたわけですけれども、ぶれることなくその姿勢を堅持するというお答えですので、通告のとおり、若干の点について質問したいと思います。

一つ目は、震災ガレキの広域処理で年間1000トンの処理が可能、これは常武での可能性を回答したというふうに、もちろん私も理解しておりますけれども、その受け入れ条件はどのような内容で、いま町長もその一端を披瀝されましたけれども、住民に説明する必要から改めてそれを求めると同時に、県からの住民説明会の開催をして、今日に至る経過・内容について説明を求める必要があると思っておりますけれども、その点についての考えはいかがでしょうか。

**靄山芳輝町長答弁：**私のシナリオですと、梶田稔議員から3点にわたるご質問をいただきましたということで始めて、1点目の震災ガレキの広域アンケート年間1000トンの処理が可能としている、その受け入れ条件の内容についてご答弁を申し上げたいというシナリオになっていたんですが、ちょっと飛んだものですから私も飛んでおりますが、その第1点目のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

震災ガレキへの対応につきましては、平成23年4月8日付で環境省災害廃棄物対策特別本部から、愛知県を通じ調査がありました。

これを受けまして、常滑武豊衛生組合では、平成23年4月13日に、以下の条件を付して最大年間1000トン以内の震災ガレキの受け入れが可能と回答いたしました。

その具体的条件であります。一つには、有害物質を含まない。また、生成されていないもの。

2点目は、搬入車両は4トン以下のパッカー車またはダンプカーに限る。

3点目は、破碎、選別等が必要ないもの。

4点目は、焼却残渣は、焼却割合で引き取りを希望する。

といったことを附記をいたしました。

また、最大年間1000トン以内の根拠であります。2000年9月の東海豪雨の際に災害ガレキを受け入れをしております。その実績から算定をしたものであります。

しかし、その後、災害ガレキにつきましては、放射能に汚染されている可能性が指摘され、改めて平成23年10月7日付で環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課から、愛知県を通じ調査がありました。

この時は、平成23年4月の調査時点とは、放射能汚染の可能性も含め、前提条件が大きく異なってきておりました。

そして、常滑武豊衛生組合では、こういった状況を慎重に判断をいたしまして、平成23年10月17日に、1つ、放射性物質に汚染された可能性のある災害廃棄物の処理基準が明確化されていない。

2点目が、焼却灰の最終処分場を保有していない。

3点目が、焼却施設の周辺住民等の安全確保やその処理に対する理解を得ることが出来ない。

等を理由に、放射能に汚染されている可能性のある廃棄物は受け入れることが出来ないと回答をし、現在に至っております。

私からは、以上であります。

**小坂延夫厚生部長答弁：**二つ目のご質問であります。愛知県ガレキ受け入れの決定の内容と経緯等についての説明をということでございますが、現在、愛知県においては、ガレキの受け入れ基準、運搬方法、処理施設の設置方法等々の検討を進めるため、様々な業務委託を発注している段階であるということでもあります。まだ、決定された事項はないと確認はいたしております。

今後、愛知県としては、受け入れに係る様々な条件について、現在実施されております委託業務の中で検討がなされ、案として発表されるものと思われま。

それらの結果が出そろい、本町に影響があると判断する段階に至りましては、住民の皆さんに分かりやすい説明等を愛知県に求めてまいりたいと考えております。

また、震災ガレキに関する情報等につきましては、今後、適切な時期にホームページ等を利用し、住民のみなさんにお伝えしていきたいと思っております。

以上であります。

**梶田稔議員質問：**3番目の質問ですけれども、その一端はもう既にちょう長からも答弁らしき文言がありますので、お答えは同じだと思っんですけれども、南5区へ建設がされると、そしてそれに伴って廃棄物が押し出されて3号地にも来ると。

これは、新聞報道でもされておりますので、そういうことがどこかで検討されているように、私には推察されるわけですが、その際に、決して放射性物質が含まれることがないようにという点では、町長が先ほどの質問に答弁されたとおりですし、いまのご答弁の中にも、そういう文言が入っております。

確認をさせていただきたいと思っいます。

そういう点では、もう一度、改めて、住民のみなさんが心配しているんで確認をさせていただきたいんですが、3号地へは絶対に放射能に汚染された物は運び込ませないということで、5町の町村会で確認した項目の中にも入っておりますけれども、その中には、受け入れ基準にないものは受け入れないということを確認してほしいという文言が入っておりますけれども、その通りこれからもその姿勢は堅持していくということを確認させていただきたいんですが、それでよろしいですか。

**初山芳輝町長答弁：**はい、5月の2日の日に環境部、知事宛に口頭で申し入れをしました。

その一端も紹介させていただきましたし、また質問者も紹介のあった通りでありまして、3号地は海水面でありますので、セシウムが水に溶けるとこういうことは、客観的な科学的なものに基づくという理解を県の方もしておるやに私は理解をしておりますが、従いまして、確認の意味も含みまして私どもはそうした要請をさせていただいております。

可能性としてあるのは、この前、行政報告会でもお話ししましたが、向こうにある物をこちらに持ってくるという可能性はあるにしても、それはその基準をきちっと守ってほしいということで考えておりますし、3号地へはないというふうに私は確信をしております。

**梶田稔議員質問：**知多市の市長も、先日、常滑の市長も、南5区への受け入れについて、疑問を述べると同時に、結論としては市民の理解は得られないと、お断りをするという姿勢を記者会見でも記者の質問に答えておられます。

いま町長が指摘されたように、水溶性の放射性セシウムが知多市の南5区に埋め立てられるということになれば、地下を浸透して海水が汚染される。汚染されれば、漁業や観光が大きな産業の一翼を担っている知多半島の住民、農漁民や業者が大きな打撃を受けることになるという立場から、そのような表明をされたわけです。

それで、大飯原発の再稼働に関連してですけれども、政府は立地自治体であるおおい町、そして福井県の意向を尊重して、再稼働の可否について政治決断をするということをおっしゃりましたし、今も言うておるわけですが、大阪府や京都府、滋賀県などからは関係自治体というのは福井だけじゃないという見解を表明しておりますけれども、知多市地先は知多市だけの問題じゃない。知多半島全体の問題だという立場から、知多市の了解でOKをするよう

なことの決してないように、武豊町も含めて知多5市5町は関係自治体の一員だという立場で反対表明、意見表明をしていただきたい、いうふうに思いますけれども、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

(※梶田註：見解の表明なし。)

以 上